

令和元年度事務事業評価シート					取組みコード	12221
区分	事務事業	担当課	企画政策課	作成日	平成31年4月26日	
事業名	定住促進事業費		開始年度	平成27年度	予算科目	2.1.8.3.1

1 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第1部 自然と調和した快適なまちづくり	章	第2章 魅力ある定住環境の整備
節	第2節 若い世代が魅力を感じる定住環境の創出	基本施策	2.子育て世代に優しい多世代居住の促進
取組みの基本方向 (1)親・子・孫からなる三世代の同居・近居の促進			
根拠法令等	愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付金 愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付金		
目的 (誰・何を対象に、何のために)	少子高齢化による人口減少をはじめ、ライフスタイルの変容によって核家族の増加や家族の繋がりが希薄となりつつある昨今、親・子・孫などの三世代同居を促進することで、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護など、家族の支え合いを促進するもの。		
内容・方法 (何を行っているのか)	親・子・孫などの三世代が町内で新たに同居するために住宅を取得又は改修する場合に、その費用の一部を助成するもの。 【補助金額：住宅取得費用の2分の1(上限30万円)、住宅改修費用の2分の1(上限20万円)】		

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名			基準年度	令和4年度	
		『定住環境の整備』について「満足」と感じる住民の割合			23.1%	28.0%	
		定住促進施策を通じて定住した世帯数(累計)			8世帯	64世帯	
(A) 総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		三世代同居世帯の増加					
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (平成28年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
三世代同居定住支援住宅取得・改修補助金申込件数	増	補助金の申込件数 計画値は予算計上件数	計画値		20.0	13.0	9.0
			実績値(見込値)	11.0	8.0	5.0	9.0
			達成度※自動計算		40.0	38.5	100.0
(B) 成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		制度の周知					
(B)の活動状況を知るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
制度周知媒体数	増	制度の広報媒体数	計画値		3.0	3.0	3.0
			実績値(見込値)		3.0	3.0	3.0
			達成度※自動計算		100.0	100.0	100.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (平成28年度)	平成29年度(決算)	平成30年度(決算見込)	令和元年度(予算)
(A) 事業費(円)			3,100,000	2,200,000	1,200,000	2,500,000
(B) 概算職員数(人)			0.100	0.100	0.100	0.100
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			830,000	830,000	830,000	830,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			3,930,000	3,030,000	2,030,000	3,330,000
単位当たりコスト ※自動計算			357,272.7	378,750.0	406,000.0	370,000.0
財 源 内 訳 (円)	特 定 財 源	国庫支出金	0	900,000	540,000	1,125,000
		県支出金	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	一般財源 ※自動計算		3,930,000	2,130,000	1,490,000	2,205,000

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である		B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である		
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である		
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成30年度の目標を達成している	×	C
	基準年度と比較して成果が向上している	×	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減く成果ダウン	C
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	B
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高くない	
総合評価 ※自動判定		廃止も含めた検討が必要	

5 特記事項

6 自己評価(担当課)

評価結果	改善
理由	三世代同居世帯は補助金の有無に係わらず同居していることから、本事業は移住(転入)を促進する動機付けには弱い。
今後の方向性	三世代同居は子育て世帯へのケア等に有用であるものとする。こうしたことから、今後も本制度を実施してまいりたい。なお、移住促進を図るため、例えば、現在の補助額の取得30万円、改修20万円をそれぞれ10万円減額した額を基準として、生産年齢人口が転入した場合に限り10万円増額させるなど補助要件の見直しを行いたい。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性に加え、加算要件設定の際には、空き家の取得・改修や新婚生活支援等の補助金の目的を考慮しながら、移住・定住に向けた住宅支援のあり方を総合的に調整するものとする。

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	三世代同居の推進は「子育て」や「介護」など、家族間の支え合いに繋がるものであり、人口増加にも寄与できるものであることから、本制度の積極的な周知に努めるとともに、生産年齢人口の転入や空き家の活用に繋がるなど、より有効な制度となるよう改善するべきである。

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

適宜広報紙他様々な媒体で制度に関する周知を積極的に行うなど、住民の利益喪失に繋がる申請漏れのないように努める。
また、補助金については、生産年齢人口が転入した場合にインセンティブをつけるなどの制度改革について検討する。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	改善
理由・改善方針	三世代同居の推進は「子育て」や「介護」など、家族間の支え合いに繋がるものであり、人口増加にも寄与できるものであることから、本制度の積極的な周知に努めるとともに、生産年齢人口の転入や空き家の活用に繋がるなど、より有効な制度となるよう改善する。